

平成28年10月5日
子ども・子育て会議

国・都の緊急対策を受けた対応について

1 国・都の緊急対策の概要

(1) 国「切れ目のない保育のための対策」(9月2日厚生労働省)

「市区町村の取り組みの底上げ」「保育の受け皿整備」「土地の確保」「保育人材・質の確保」「地域住民の協力」「多様な働き方への支援」が必要であることを課題として、28年度補正予算案、29年度本予算概算要求等の施策を示している。

【主な施策】

施設整備補助拡充、土地確保支援、入園予約制導入、小規模保育等整備、サテライト型小規模保育、保育士確保、保護者・地域ニーズ対応

(2) 都「待機児童解消に向けた緊急対策」(9月9日)

待機児童解消に向けた緊急対策として、「3つの柱、11の対策」を定めたもので、126億円の補正により、年度内に5,000人の保育定員拡大を目指すとしている。

【主な対策】

整備補助拡充、賃貸物件賃借料補助拡充、土地確保・空き家活用促進、保育士確保、利用者支援

2 本区の対応

国・都の方針を踏まえて、待機児童対策を強化する。

整備費等支援の強化

国・都の拡充に合わせた区補助の拡充

29年4月開設可能施設(小規模保育所)の追加公募

緊急的な対策として、区内全域を対象とする。

保育士確保支援の強化

保育の質の向上の観点からの国・都制度も活用した支援の強化

個別の対策強化内容については、国・都の制度拡充等の詳細が発表されたのちに、決定する。